平成２４年（フ）第１２９号
京都府宇治市小倉町天王49番地の６　音伍巨椋コート101号
債務者　堀居　憲幸（旧姓粂）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１７９号
京都市伏見区醍醐下山口町４番地７　コーポ岩渕606
債務者　菅原　睦夫
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
京都府八幡市西山和気13番地６
債務者　林　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３号
京都市伏見区桃山南大島町１番地４　桃山南団地37棟101号
債務者　髙橋　貴子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９２８号
広島市東区曙５丁目３番11―303号
債務者　角谷　孝次
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２号
広島市東区馬木４丁目960番地１　レジデンス馬木301号
債務者　浦川　哲也
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８号
広島市西区庚午南１丁目26番21―103号
債務者　久永　栄二
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４９号
広島市中区住吉町14―17　セントヒルズ住吉レジデンス1303、住民票上の住所広島市佐伯区石内南４丁目21番25号
債務者　中谷みどり
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８号
香川県さぬき市志度903番地１　寺町マンション１―10号
債務者　西森　詩織（旧姓入田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４０号
香川県綾歌郡綾川町畑田964番地81
債務者　安達加代子（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０１４号
福岡市博多区博多駅南６丁目15番21号
債務者　播重　隆一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１９９号
福岡県糸島市二丈鹿家1733番地５
債務者　大石　由美（旧姓平山）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６１号
福岡市西区内浜１丁目16番25―305号
債務者　香川善一郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８６号
福岡市西区福重５丁目15番33号
債務者　尹戸　征基
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５２号
福岡市博多区麦野４丁目41番１―102号
債務者　亀川ひとみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５３号
福岡市城南区別府１丁目11番８―２号
債務者　中村　亮太
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５４号
福岡市東区原田４丁目７番１―604号
債務者　平山　　唯
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８４８号
福岡市城南区堤団地19番410号
債務者　空閑　美和（旧姓品川）
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで　福岡地方裁判所第４民事部